

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
環境農林水産部 環境管理室	1 借用財産について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。						<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	
	土地	豊中市庄内幸町4丁目29-1	1.21㎡	大阪府地盤沈下・地下水位観測所設置	無償	令和4年12月1日から令和9年3月31日まで	
	土地	高槻市西冠3丁目47-1	1㎡	地下水位の計測	無償	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	
	2 借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。						
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	
	土地	守口市淀江町1	32.20㎡	地盤沈下・地下水位観測所設置	無償	(注1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	土地	大東市太子田1丁目12-38	12.88㎡	地盤沈下観測所の用地	無償	(注2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	土地	東大阪市大蓮東2丁目1683	12.88㎡	地盤沈下・地下水位観測所用地	無償	(注1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	土地	堺市堺区大浜西町18-1	104.04㎡	地盤沈下地下水位の観測及び資料展示	無償	(注3) 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	
土地	堺市堺区大浜北町4-77	20.03㎡	地下水位観測所の用地	無償	(注4) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで		
土地	泉大津市東雲町9-12	5.15㎡	地盤沈下・地下水位観測所の用地	無償	(注5) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
土地	泉南市樽井4丁目29-1	3.24㎡	地盤沈下観測所の用地	無償	(注5) 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで		

土地	東大阪市南 鴻池町1丁目2020-1	18.40m ²	地盤沈下・地 下水位観測所 用地	無償	(注1) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
土地	吹田市川岸 町20-1	0.03m ²	地下水位(地 盤沈下)を測 定する観測機 器設置	無償	(注6) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
土地	泉南市樽井 1丁目1-1	20m ²	大阪府観測局 の設置	無償	(注7) 昭和50年2月15日から 令和7年3月31日まで
土地	和泉市緑ヶ 丘3丁目4 -1	22m ²	大阪府大気汚 染測定局の設 置	無償	(注8) 令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
土地	高石市西取 石6丁目11 -1	30m ²	自動車排出ガ ス測定局	無償	(注9) 平成2年4月1日から 令和7年3月31日まで
土地	河内長野市 三日市町288 -1	16.0m ²	大気汚染測定 局用地	無償	(注10) 平成8年4月1日から 令和7年3月31日まで
土地	松原市阿保 1丁目16-3	53.0m ²	大阪府大気汚 染測定局の設 置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
土地	泉佐野市羽 倉崎4丁目 3-12	46.40m ²	大阪府大気汚 染測定局の設 置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
土地	守口市文園 町8-8	12.01m ²	大気汚染状況 把握のための 測定機器設置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
建物	大東市谷川 1丁目1-1	22.79m ²	大気汚染測定 局の設置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
建物	貝塚市鳥羽 122-1	20m ²	大気汚染常時 監視業務	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
建物	三島郡島本 町桜井2丁 目1-1	6m ²	大気汚染測定 局の設置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
建物	豊能郡豊能 町余野414- 1	28.5m ²	大気汚染常時 測定局の設置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

建物	茨木市駅前 3丁目8-13	16.87㎡	大阪府大気汚 染測定局	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
建物	富田林市常 盤町1-1	24.25㎡	大気汚染測定 局の設置場所	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
建物	池田市畑1 丁目7-4	34.00㎡	大気汚染測定 局の設置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
建物	泉大津市東 雲町9-12	24.17㎡	府大気汚染測 定局の設置	無償	(注11) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
<p>(注1) 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年5月28日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注3) 公有財産台帳では、借用期間が「平成26年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注4) 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注5) 公有財産台帳では、借用期間が「平成29年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注6) 公有財産台帳では、借用期間が「平成23年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注7) 公有財産台帳では、借用期間が「昭和50年2月15日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注8) 公有財産台帳では、借用期間が「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注9) 公有財産台帳では、借用期間が「平成2年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注10) 公有財産台帳では、借用期間が「平成8年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注11) 公有財産台帳では、借用期間が「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>						
措置の内容						
<p>検出事項について、使用許可書等により最新借用期間を確認して公有財産台帳への更新・登載を行った。</p> <p>今回の検出事項の原因は、公有財産台帳管理について事務担当者の台帳更新状況の確認不足であった。再発防止策として、本事案について室内で共有するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を図った。</p> <p>今後は、借用財産の期間更新が行われるごとに公有財産台帳の更新作業を同時に行い、事務担当者手続の徹底及び担当グループ内で更新状況を確認し、適正な事務処理を行う。</p>						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月2日から同年8月28日まで）